

工事等の入札に係る疑義申立て制度導入に関する留意事項

1 落札候補者の事後審査書類の提出期限について

「開札日の翌開庁日の午後3時まで」を「開札日の3開庁日後の午後3時まで（開札日を含まない。）」とします。

（例）開札日が4月4日（水）の場合、4月9日（月）の午後3時まで。

なお、落札候補者価格で入札をした方が書類を提出しても、疑義申立てにより、最終的に入札が無効となる可能性がありますのでご了承ください。

2 くじ引きについて

落札候補者価格が複数となった場合は、すべての落札候補者の競争参加資格の審査後にくじ引きをしていましたが、競争参加資格の審査を行う順位をくじ引きで決定することとします。

くじ引きの結果、第1順位となった落札候補者に電話等で連絡を行いますので、「配置予定技術者等調書」等の提出をお願いします。

第1順位の落札候補者について競争参加資格の審査を行い、要件を満たしていると確認できた場合、落札者として決定します。第1順位の落札候補者が競争参加資格の要件を満たしていると確認できなかった場合は、第2順位の落札候補者の競争参加資格を審査します。以降、競争参加資格の要件を満たしていることが確認できるまで、審査を繰り返します。

3 質問期限の延長について

疑義申立ての対象となるのは、金入り設計書を確認しなければ判明しない事項となります。質問期限を延長しますので、設計図書等の内容等をよく御確認ください。

疑義申立てとして取り扱わないもの

- ・疑義申立ての対象となる工事等が特定できないもの
- ・積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- ・開札前に公表された設計図書等により確認できるもの
- ・開札前の質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- ・その他当該入札に関係がないもの